

# 公益財団法人国際文化交流事業財団定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際文化交流事業財団という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、我が国と、諸外国との文化活動の交流を図り、もって相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究者、芸術家等の派遣及び招致
- (2) 講演会、シンポジウム等の開催
- (3) 機関誌、その他の出版物の刊行
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行う。

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立登記の日の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 賛助会費
- (6) その他これに準ずるもの

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、理事会で基本財産と定めた財産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の管理及び処分)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告、決算及び書類の備え置き)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 この法人の主たる事務所に定款を備え置き、一般の閲覧に供するとともに、第1項に掲げる書類及び次に掲げる書類を5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(新たな義務の負担及び権利の放棄)

第15条 第8条及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議を経なければならない。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は、委員3名及び外部委員2名の合計5名で構成する。

3 委員の内1名は、評議員会において評議員の内から選任し、他の2名は、理事会において、1名を監事の内から、1名を事務局員の内から、それぞれ、選任する。

4 委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定するものとなったことがあるもの

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族及び使用人（過去に使用人であった者を含む。）

5 評議員候補者は、理事会及び評議員会が、それぞれ、委員会に推薦することができる。

6 評議員候補者を推薦する場合には、委員会に次の事項を説明しなければならない。

(1) 当該候補者の現職（兼職状況を含む。）及び経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由（適任と判断した理由を含む。）

(3) 当該候補者と当法人及び当法人役員等（理事、監事及び評議員）との関係

- 7 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 8 委員会の委員長は、委員会の構成員が互選する。
- 9 委員会の決議は、委員会構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員のうち1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 10 委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選定することができる。
- 11 前項の場合には、委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選定するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選定した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選定するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 12 第10項の補欠の評議員の選定に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- (任 期)
- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- (評議員の報酬)
- 第19条 評議員は、無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構 成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

## 第6章 役員等

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7人以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第91条第1項第1号の「代表理事」とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の「業務を執行する理事」とする。

（役員を選任）

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解

任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対し、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるところにより、費用を弁償することができる。

(賛助会員)

第33条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、この法人の事業目的に賛同し、毎年、会費を納入する個人及び法人とする。

3 賛助会員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集等)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、常務理事が理事会を招集する。

2 理事会の議長は、理事長とする。ただし、前項ただし書に基づいて招集された理事会の議長は、これを招集した常務理事とする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 選考委員会等

(選考委員会及び選考委員)

第39条 この法人に、第4条第1項第1号に定める事業に対する助成に関する審査のため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、5名以上8名以内の選考委員で組織する。
- 3 選考委員は、学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 4 選考委員の任期は、2年とする。
- 5 選考委員は、役員及び評議員を兼ねることはできない。

(選考委員会以外の専門委員会及び専門委員)

第40条 この法人は、前条に定めるもののほか、理事会の決議を経て、専門事項を調査審議するための専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の専門委員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解 散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第43条 この法人が、公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算する場合の残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。



## 第11章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任命する。ただし、事務局長及び重要な職員の任命にあたっては、理事会の承認を経るものとする。
- 4 事務局長及び職員は、有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項並びに事務局長及び職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第12章 補則

(細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、作田勉とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

飯	塚	圭	子
河	田	英	治
坂	上	誠	利
作	田	暢	子
佐	良	嘉	則
澁	井	義	徳
古	川	令	子